

令和5年第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第14号

令和5年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月22日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年3月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第1回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月8日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

6番 竹 林 昌 秀 7番 川 西 米希子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、竹林昌秀君、7番、川西米希子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、これを許可します。

4番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

○常包恵議員 おはようございます。本日で一般質問2日目、昨日から6人目の質問となります。内容がまた重複する部分がありましたら、御容赦いただきまして、執行部の皆様には丁寧な御答弁、よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、さきのトルコ・シリア地震により5万人を超える方が亡くなったそうです。被害額は13兆円を超えるということです。いまだに犠牲者も増えております。心から御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方のお見舞いを申し上げます。

各国で救援活動がありますが、まんのう町でも義援金の受付開始を県内の町の中でもいち早く行っていただいて、ホームページのほうでも呼びかけております。町民の皆様の温かい御支援をよろしくお願いします。

また、今週末、3月11日土曜日は東日本大震災発生から12年となります。地震発生の時刻の午後2時46分に黙禱が政府のほうから呼びかけられておりますので、併せて御協力をお願いできたらと思っています。この周知も県庁や丸亀市に続いて情報発信をされておりました、早い対応に感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきますが、今回は大きく3点、一つは新年度の重点施策の推進体制について、2点目は医療救急体制の問題、そして3点目は電気代値上がりの対策についてをお伺いいたします。

一つ目の施策の推進体制についてお伺いいたします。

最初に、この3月議会一番の重要議案は新年度の予算だと思います。そこでお伺いいたしますが、新年度の施政方針、初日にありましたが、ポストコロナに向けた時代の変革期において、職員一人一人が固定概念を打ち破り、既存の施策、事業を大胆に見直しつつ、先進事例を現場に即した形で機動的に応用するなど、人と環境と地域活力が高い次元で調和するよう果敢にチャレンジしていくことが肝要であると述べられております。

このような積極的な姿勢で編成されました新年度予算の重点施策はどのようなものがあるのでしょうか。事業費、金額の視点だけではなく、新規事業についてもお示しいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、新年度の重点施策についての御質問にお答えいたします。

まず、新年度の重点施策としましては、四条公民館整備事業増築工事がございます。この工事は避難所指定にもなっております満濃農村環境改善センターの老朽化に伴い、既存の四条公民館を大規模に改修し、多目的ホールや会議室などを増築する工事であり、4億900万円の予算を計上しております。

二つ目は、琴南屋外施設照明設備改修工事でございます。この工事は老朽化しております旧琴南中学校屋外体育施設の照明を全てLED化し、脱炭素化を図る工事であり、3,300万円の予算を計上しております。

この照明LED化につきましては、従来、起債の充当ができなかった事業で、一般財源で対応していたわけですが、来年度より令和7年度まで充当率が90%、交付税措置率50%である脱炭素化推進事業債が創設されたため、その起債を有効に活用して事業を実施するものであります。

三つ目は、小学校等照明LED化改修事業でございます。この事業は町内こども園や小中学校などにおけるLED化になっていない照明を順次LED化し、脱炭素化を図る事業であり、2,595万円の予算を計上しております。なお、この事業にも先ほど申し上げました脱炭素化推進事業債を活用するものでございます。

四つ目には、子ども医療費支給事業の拡充でございます。この事業は令和4年度まで中学生以下だった医療費の無料化対象を令和5年4月より、18歳になって最初の3月31日までに拡充するものであり、全体で8,256万円の予算を計上しております。

最後に、新規事業となります定住者大学等奨学金返還支援補助制度でございます。この制度は移住・定住対策の一環として、来年度から日本学生支援機構の奨学金を受けて大学等を卒業し、町内に在住の上、奨学金の返還を開始している40歳未満の方に年間最高1

2万円を支給する制度であり、300万円を予算計上しております。

以上、来年度予算における主な重点事業、新規事業でございます。このほかにも各種事業がございますが、施政方針で申し上げているとおり、ポストコロナに向けた時代の変革期におきまして、限られた予算を効率的かつ有効に配分し、メリ張りのある予算編成としておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。最小の経費で最大の効果を生むというために、ぜひ果敢なチャレンジということで、新規の事業が施策をされておるようですが、ぜひ充実していただけたらと思っています。

ただいま紹介がありまして、新聞記事にも掲載されておりましたが、事業費4億900万円の四条公民館整備増築工事、これは完成後に老朽化しております農村環境改善センター、お隣にある施設を取壊しがセットというふうにお聞きいたしております。

そしてまた、5年度の中には、用地費込みで事業費7,000万円の四条こども園送迎用駐車場も計上されております。

四条地区の中心部で公民館、こども園、放課後児童クラブ、商工会など、施設が集まっており、町民の皆さんがどのように利用されて、その利用された方がどのように移動し、人の流れというのはどのようになっていくのか。最終のそれぞれの全体計画図ですね、公共施設の配置がどのようになっているのか。一つ一つの個々の提案はいいんですけど、全体でお示しいただきたいなと。そうすれば、四条地区以外の私も含めて、住民の方に理解しやすいのではないかなというふうに感じます。特に通行量の多い県道に面しておりますから、安全面の観点からも、配慮した計画になっていると存じますので、よろしくお願いいたします。

また、昨年12月議会で導入の考えをお示しいただきました、そして、施政方針の中で具体化を明記されました小学校6年生と中学校2年生の授業にオンライン英会話を新たに取り入れるということが表明されましたが、私はぜひマンのう型教育の目玉の一つとして、他の学年や幼児教育の分野にも導入を拡大していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そんなことを含めて予算の問題、これから委員会の中で審議がありますので、丁寧に、私が、今、申し上げたことも、説明をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、今、御紹介がありました事業を含めて、重点施策を推進していくためには、職員の方のやる気はもちろんでありますが、施策を決定し、進捗状況を把握する体制も重要かと感じます。町長、副町長、教育長の三役と課の取りまとめと言われる財政を担当する総務課、町の最高機関である総合計画を担当する企画政策課などで定期的に集まり、意思統一、共通認識を持つ場が要るのではないかと考えます。政策決定、そしてその進み具合を把握する、政策に責任を持つ、仮称ではありますが、経営戦略会議のようなものがあっても

いいのではないかと思います。

情報を集約し、集中し、それを分析し、そして、スピード感を持って判断する、決断する、慎重であっても時期を失しないように決断する、そのことが大切だと思います。町長の考えを具体化し、職員に周知徹底する前に、三役の方ですり合わせる場があってもいいのではないかというふうに思います。周辺の市町でも三役ミーティング、三役会議、経営会議などと呼ばれる会議があるようです。ある町長さんからは、課長会議では人数が多くて時間も制約される中で十分な議論が難しいというようなことも伺いました。

以上のような点について、執行部としてどのようにお考えであるのかお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

常包議員御指摘のように、先ほど申し上げました重点施策や新規事業などを推進していくためには、三役と財政所管課である総務課、さらに総合計画や過疎計画などを所管している企画政策課の定期的な意思統一や共通認識が非常に重要であると認識いたしております。

毎年11月には三役、総務課の財政、行革担当、企画政策課の計画担当などが一堂に会し、新規事業ヒアリングを開催し、発案課からのヒアリングを実施しており、当該新規事業を原案のとおり実施するのか、修正して実施するのか、財源の手当てはどうするのかなど協議を重ね、コンセンサスを得た事業のみ来年度予算に計上するようにしております。

また、毎月開催しております課長会におきましても、重点施策などの情報共有、意見徴収、意思疎通を図っており、重要案件に関しましては、随時、町長室などに三役、総務課、企画政策課、原課が集まり、協議を重ねると同時に、意思疎通も図っているところであります。

まだ経営戦力会議などの名称はつけておりませんが、今後、同趣旨の会議は重要であると認識しておりますので、体制を整えてまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ前向きに検討いただきたいと思いますし、新規事業を始めるところと併せて、私、進捗状況も含めてお互いが確認すると、共通のものとしていくということも大事でないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

また、町民の役場への信頼感を高めていくために情報発信力が必要だ、このことは令和3年3月議会で質問させていただきました。住民の安心・安全な生活環境のために、情報収集する力、判断、決定する力、情報発信、表現する力が必要である。コロナ禍で住民への積極的な情報発信公開に最も力を入れていく、取り組んできたというようなことが町長から述べられました。

また、広報、告知放送、ホームページの内容について、他の市町を参考に検討していき、

善通寺記者クラブとの連携を密にして、まんのう町にとってのPR効果が出るように情報発信に努めるとの御回答でありました。

改めて提案させていただきます。多くの町民の情報源となっている町の広報の全ページのカラー化をできないでしょうか。2月号では新成人の晴れ着姿が載っていましたが、白黒写真で少し残念でありました。カラー化によるインパクト、情報伝達力の強化を求めているかがでしょうか。

告知放送、中讃ケーブル、ホームページに町長本人が自らの言葉で伝えるコーナーができないでしょうか。

新聞、テレビにまんのう町の話題が取り上げられますと、町民はもちろん、町外に住む町出身者の方も元気が出ます。先日もひまわり牛を使った牛井が学校給食に出され、町長も中学校で生徒と一緒に食べている様子がテレビで紹介されました。我が町の記事が載ると、何かうれしいと感じます。役場の皆さんが頑張ってくれているんだなというふうに思えます。ふるさと納税にも好影響があると思いますが、いかがでしょうか。情報発信力の強化についてお尋ねいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

まず、広報誌のカラー化についてですが、県内の市町の状況を確認しますと、8市9町のうち11市町でフルカラー、2市町で一部カラー、本町を含めた4市町で表紙及び裏表紙以外を2色刷りで作成しており、県内ではフルカラーを採用するところが多い状況でございます。

以前、本町におきましてもフルカラー化できないか検討するために、印刷業者より見積りを依頼したことがございますが、一月当たり約12万円、年間で150万円ほどの増額が必要という結果になりました。

広報誌は住民の方に町政の情報を伝える重要なツールとなっておりますが、特に若い世代の方に手に取って読んでもらえないことが課題であります。その課題を解決するため、フルカラー化も一つの手段と考えますが、まずは掲載内容を充実できるよう、広報担当職員の研修や、各課の記事作成者が「伝える記事」ではなく「伝わる記事」を作成するよう意識改革を進めてまいりたいと思います。

次に、告知放送や中讃ケーブルテレビ、ホームページに町長本人が言葉で伝えるコーナーができないかについてでございますが、現在、告知放送及び中讃ケーブルテレビにおいて、年始に新年の御挨拶と抱負についての放送を、また、中讃ケーブルテレビには、各種イベントの際にインタビューを受けることで情報を発信しております。

ホームページでは施政方針などを動画で配信しておりますが、丸亀市では定期的に市長のコメントを掲載するなどの事例が見られますので、他市町の事例も参考にしながら、効果的な情報発信方法について検討してまいります。

また、新聞やテレビなどのマスコミに取り上げてもらうことは町内外への情報発信とし

て最も強力な発信方法ですので、マスコミへの効果的な発信の仕方についても、研究していくことが必要であると考えております。

今後、新型コロナウイルスの規制緩和に伴い、イベント等も増えてくることが予想されます。住民の方にはもちろん、町外からも多くの方に参加してもらうためには、情報発信力の強化は必要不可欠でありますので、職員研修等も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。ぜひ全ページカラー化するのに150万円、これは今の計上プラス150万円というふうに理解したらよろしいのでしょうか。

広報の予算、今年、昨年とほぼ同じなんですね。あとホームページについても、作成更新予算というのが昨年に比べて大きく減額されています。昨年、大分上がってたんですけど、今年は大幅に下がっているという状況で、半額以下なんですね。

今、町長の答弁で、情報発信力、町の発信をしていくためにいろんなツールを利用するという答弁があったんですけど、予算が伴わないとできませんので、例えば広報であれば150万円あればできるんだったら、まず取り組んでいただきたいというふうに思います。

ただ、去年も増やして、若者への情報発信力、SNSを使ってとか、いろんなことで予算が増えておったんですけど、それが成果が見えなかったのかどうか分からないけど、今年、減ってるというようなところがあります。

また、委員会の中でですね、もう少し具体的な説明をいただきたいと思いますが、町の価値を上げるために情報発信力を強めるということは、先ほどの町長の答弁を受けて、各課、よろしくお願いします。

それと、先ほど施策を推進する上で職員の意欲というかが大切ということも言いましたが、職員のやる気を引き出すものとして一番大きいのは人事です。適材適所に配置されるかどうか。職員の全てが満足するというのはなかなか難しいですが、人事異動によって、時には退職に追い込まれるような事例も私も見てまいりました。4月1日付の人事異動の作業も大詰めと推測いたしますが、そこでお尋ねいたします。

今年の人事異動の基本的な考え方をお示してください。

さきの公金横領事件は長期間同じ職場であったことが要因の一つではとも言われております。職員を守るという視点からも、同じ部署での長期の在職は避けていただきたいと思います。

定年退職後の再任用職員についても、退職前と違う職場に配置することを基本にしたい。上司が同じ職場にいるというのはいかがなものか。部下も気を遣うし、お互いが気を遣うし、人材育成には向かないと考えます。

令和3年3月議会では、おおむね4年以上を対象とし、若手職員は3年を基本とするという答弁でありました。

また、女性ばかり、男性ばかりといった職場の解消も図っていただきたいと思います。

そして、昨年に引き続き、今年も実施したとお聞きいたしております職員の人事異動希望調査を今後も継続して適材適所の人事異動に心がけていただきたいと思います。お考えをお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

職員に対する異動希望調査は合併後に数回実施いたしましたが、昨年度より課長会にて周知し、調査を行っており、今年度は１０月に実施いたしました。今後も毎年継続的に調査を行うこととしております。

異動につきましては、平均３年で職場を異動するのが一般的であるとされていますが、係によっては職務の専門性が高まったことが理由の一つでもあるとされております。平均３年程度で異動を行うことが望ましい理由といたしまして、１年目は仕事を覚える段階、２年目で仕事を一通り覚え、３年目は仕事を自分なりに工夫する段階とされております。しかし、昨今、業務の専門性が高くなってきており、係によっては数年前までは存在しなかった業務が発生することが多くなりました。また、これに拍車をかけるかのように人員が減少の一途をたどり、職員の定員管理もありますが、合併以降、職員の数は減少傾向となっております。こういった理由により、３年を超えた配属になる傾向にあります。なるべく長期にならないような人員配置を目指したいと考えております。

次に、男性職場、女性職場の件についてでございます。

固定観念的な性別役割分担意識の払拭、女性活躍推進に関する状況や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進において、バランスの取れた男女の配置になるよう検討してまいります。

また、再任用職員の異動におきましても、自身の豊富な知識を職場に伝承することで、組織に貢献できるようになっていただくことを基本として検討してまいります。職員が能力を最大限発揮するために、職員自らが取り組もうとする意欲の涵養は大変重要と考えております。この調査結果全てを希望どおりとはいかずとも、それを参考に適材適所となるような人事異動を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。毎年、異動希望調査をしていただくということで、よろしくお願いいたします。その中に、それぞれの個々の家庭の状況なりも変化も含めて把握していただきながら、適材適所に配置をしていただきたいと思います。３年を基本とする、事情によっては延びてきているというような報告でありましたが、教師も１０年でしたかね、教職員の県の異動、１０年は超えないんじゃないかなと思うんですが、必ず１０年を超えたらどこかへ異動せんといかんというのは、その学校でなじんでいて、いい先生で、本当に部活動も一生懸命してくれていいという方であっても、１０年を超えることはないというふうに私は聞いています。ですから、職員の皆さんも適材適所という

のはあろうかもわかりませんが、やっぱり長くても5年かなと思います。

再任用の方は、やっぱりそこを外れると、その部署は外れるというのを基本線にしないと、伝承というのは、今までの課、それぞれいろんな部署を経験しているはずですから、そこで、その都度、伝承はしているわけで、その最後の部署で伝承しなければいけない、それは理由にならないと思います。主任ですかね、係長の下に配置されることになるということです。その課長がそこにおるというのは組織上おかしい。人材、新たな課長、スタッフを育てていくのであれば、同じ部署への配置はないというふうに私は思いますので、改めて、今から作業だと思いますが、十分申入れをしておきます。

以上で、1点目を終わりたいと思います。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○常包恵議員 次に、新型コロナ対策の中で、特に医療と救急体制についてお伺いいたします。

仲多度南部消防に関わる部分で、広域議会との関係もあろうかとは思いますが、町民の命につながる問題、私たちの不安解消に向けて、あえて一般質問をさせていただきます。現状や課題について御報告いただき、共通認識を広げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1月11日付の新聞、高松市消防局管内で救急患者の受入先がすぐに決まらなかった救急搬送困難事案が昨年1年間は一昨年の3.8倍、1,298件、過去最高だったそうです。このうち発熱や息苦しいなど、新型コロナの疑いがあるのが434件、コロナ患者の増大が、数字が上がってきたのかなと。コロナの疑いを除いても855件、前年を大きく上回ったようです。これはコロナ感染拡大による病床の不足であったり、医療従事者の感染などによって、救急搬送にも影響したのではないかとということが新聞に載っておりました。

救急搬送困難事案とは、救急車から医療機関への受入れできるかどうかの照会が4回以上、かつ、現場で滞在する時間が30分以上の事案を言うそうであります。仲多度南部消防の現状はどうだったのか教えてください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、新型コロナ対策（医療と救急体制）についての御質問にお答えいたします。

救急搬送困難事案につきまして、仲多度南部消防組合管内の状況ですが、昨年1年間は一昨年の約3.3倍の129件で過去最多でございます。このうち発熱、息苦しさなどの新型コロナウイルス感染症疑いは49件で、4割ほどとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。非常に救急車の搬送が困難であったと、困っ

たということだと思います。ということは、一般に救急車を頼んでも、救急車がすぐに来てくれるか、時間がかかるということも想像されるわけですね、限られた救急車の台数であれば。

先日、救急患者の受入れを複数の医療機関へ一斉に照会して、病院からオーケーというのかかってくるというシステムを導入したという消防本部のことがテレビ紹介されておりました。ぜひまた研究していただきたいと思います。

それでは、私の家からの土器川の対岸の県道を見ますと、本署から琴南のほうへ向かう救急車を見かけることが時々あります。南部消防の救急車の配置状況はどんなんでしょうか。交代制勤務でありますから、一つの隊というか、当直の隊だけでどのぐらいの対応ができるのか。

先日、過酷な救急現場の状況から、居眠り運転をして、救急車が交通事故を起こしたと。居眠りが原因ではないかというようなことがテレビ報道がありました。現在の救急車、消防車、救助工作車などの配置の状況、職員体制は適切な状況なのでしょうか。今後予想される大規模災害、また、通常においても、先ほど言った、救急車が消防署になかなか帰ってこないわけですから、そういう状況の中で近隣消防からの応援の手順であったり協定、助け合いというのはどのようになっているのか教えてください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

南部消防の救急車の配置状況に関しましては、当直の体制で本署2台、琴南出張所1台、一度に計3台の対応が可能となっております。現在の当直1隊の勤務体制は、本署9名から10名、出張所3名、計12名から13名で勤務いたしております。

大規模災害発生時には、香川県消防相互応援協定に基づき、県内の消防本部に応援（受援）を要請することができます。

また、救急車が全て出動している場合においても、中讃地区広域市町村圏消防相互応援協定及び広域消防相互応援協定に基づき、必要に応じて近隣の消防に応援（受援）を要請することができます。

以上、常包議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 機材とか人員とかが適切なかどうかというのはちょっと答弁がなかったんですけど、どう考えるかということについてはちょっと御答弁なかったもので、もしあれば教えていただけますか。まだ人が足りない、定数が足りないというか、そういう状況があるのかどうか。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 常包議員の再質問にお答えします。

現在、消防本部は令和5年度は65名、その前は64名だったと思います。人員につきましては、現場の署のほうは2隊あって、交代で対応しておりますけれども、非常時は全員

が多分現場のほうへ駆けつけるということになっておりまして、私も町内の火災のときには参りますけども、人数が不足しているというような御意見は聞いたことはないのですが、ただ、地元の消防団等もありますんで、そういった関係で、火災発生時には、十分とは言えないかもしれませんが、体制はできておると考えております。それは私の意見ですけれども、よろしくお願いします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひまた広域議会のほうで十分審議いただけたらと、また、議論いただけることを期待しておきたいと思います。

それから、応援協定がきちんとあるということで安心いたしました。高篠地区だったら、善通寺や丸亀は隣ですから、救急車が2台、本署が出てしもとったら、次、来んのやったら困るわけですから、そういう部分については応援協定を十分に、あってはいけないけれど、ひょっとのときには活用できるということを聞いて安心しました。

それで、消防本部は県下でどれぐらいあるのか教えてください。

水道事業は直島を除いて8市8町が一つになりました。最初に申しましたように、トルコ地震では多くの方が寒さをしのぐことができないテントで震えている現状もテレビで見聞きました。今から来ると言われている地震、そして、毎年のようにゲリラ豪雨、猛烈な台風が増えている現状から、先ほど救急車のことありましたけれど、財政が厳しい中で、機材を効率的に配備することも必要かと思っています。そして、消防職員の経験、研修を重ねて人材育成といいますか、いろいろな場面で対応できるように能力向上を図っていただくことも必要と考えます。

過去に中讃広域管内での消防、丸亀、多度津、善通寺、仲多度南部で統合という話は出たことはありませんか。統合すれば、各消防の総部門において人員を少しでも現場に配置することができるようになるのではないかと考えます。

また、統合によるデメリットはどのようなものが考えられるのか教えてください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

消防本部は香川県下に9消防本部（高松市消防局、坂出市消防本部、丸亀市消防本部、善通寺市消防本部、三観広域消防本部、多度津町消防本部、小豆地区消防本部、大川広域消防本部、仲多度南部消防本部）がございます。財政の厳しい中、構成町（まんのう町・琴平町）の理解の下、消防車両等を更新しております。

現在、中讃地区の消防本部（丸亀市消防本部、善通寺市消防本部、多度津町消防本部、仲多度南部消防本部）において、消防広域化についての消防間協議を行っております。

メリットとして、限られた緊急車両で運用している小規模消防本部においては、円滑な出場体制が取れると考えられます。職員の配置におきましても、現場職員の充実が図れる可能性があります。

デメリットといたしましては、広域化になると大特殊車両等（はしご車、救助工作

車)の配置の変更、更新の変更、削除等の可能性がございます。

以上、常包議員さんの答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ広域議会で議論していただけたらと思うんですが、大きなはしご車、今、言われた九つの消防本部全部あると思うんですが、あれはほとんど使われてないと思います。あるだけでも維持費がすごいと思うんです。維持費だけで何千万円だと思います。そういう部分も含めて、効率的な運営というの考えないかなのではないかなと思っていますので、また御議論いただけたらなと思います。

定年延長をはじめ、消防職も公務員制度も大きく変わっています。消防職員の休憩、休暇、特別休暇や危険手当、いろんな勤務条件については、南部消防の広域議会の中で議論、対応いただき、私たちの命と財産を守っていただく消防職員のさらなる待遇改善をお願いしたいと思っています。

そして、南部消防には事務職員がいなくお聞きいたしております。変化し、複雑化する制度、そして、情報公開、説明責任が求められる現在において、まんのう町や琴平町から事務職員を派遣するようなことは考えたことはないのでしょうか。

何よりも、仲多度南部消防として二度と事件が起こらないような職場風土の確立をお願いしたいと思いますので、御検討よろしくお願いします。

さて、ちょっと時間がなくなってきましたんですが、コロナの関係で、今のオミクロン株、高齢者や慢性疾患の基礎疾患がない人は重症化しにくいと言われております。そういうことで感染者も減少してまいった関係で、5月8日からはインフルエンザなどと同じ扱いになる。そして、来週13日からは、マスク着用は本人の判断に任せるという形で決定され、そして、そのことが昨日付で町のホームページにも載っております。住民に周知されているということであります。

ただ、私はインフルエンザに比べてまだ亡くなる人が多いと思うんです。新たな変異株も確認されています。やっぱり不安だという声を多く聞きます。国の方針がまだ決まっていない中で難しい部分もあろうかと思いますが、現時点で分かっていることを教えてください。

病院での診療体制が変わるところはありますか。

また、6日付のホームページで出ておりましたが、公共施設の利用はどのように変わりますか。

町の行事の在り方はどのように変わりますか。

そして、何より職員の皆さんの対応はどのようにになりますか。各課での対応について、私は当面着用を推奨したほうがよいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お示ください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、医療機関での診療体制は、常包議員も御存じのとおり、現在、かかりつけ医など地域で身近な医療機関では、症状のある方の診療や検査が広く行われている一方で、一部の医療機関や薬局では、症状のない、または感染の不安がある方などを対象とした無料検査が実施されております。

また、検査の結果、陽性と診断された方は病院への入院、宿泊療養施設への入所、自宅療養のいずれかの形態で療養することとされております。

これら医療体制は、関係機関の協力の下、香川県において診療・検査医療機関、重点医療機関もしくは協力医療機関等として医療機関を指定し、または無料検査事業所として登録することにより整備されてきたものであります。検査費や入院医療費の自己負担分は公費支援されております。

今後の診療体制といたしまして、国では新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されるに当たり、季節性インフルエンザにおける診療体制を念頭にした医療体制の構築が掲げられております。

受診・検査等の外来や入院につきましては、インフルエンザなど他の疾病と同様になることから、幅広い医療機関で安心して受診できるよう、また、医療費の自己負担分の公費支援につきましても、急激な負担増が生じないように期限を区切って継続するなど、準備期間を置いた上で段階的に移行していくとされております。

次に、公共施設の利用基準につきましては、県の新型コロナウイルス対策本部会議において指針が出されております。当町もこれを準拠し、県の対処方針に沿って施設の利用を抑制してまいりました。現在は全ての施設については開園・開館しておりますが、使用につきましては、検温や手指消毒などの基本的な感染予防対策はもとより、人数制限などの条件をつけている施設もあります。

また、行事におきましても、屋外イベント等については、感染対策を取りながら実施しておりますが、公共施設の屋内でのイベントにつきましては、本町のコロナ対策会議で示した利用基準に沿って実施されております。

今後の取扱いにつきましては、県からの新たな情報が入り次第、町民の皆様方にお知らせできるよう努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 常包議員の質問の中で、職員についてどうするかという御質問があったかと思えます。それについてお答えいたします。

3月13日からは個人の判断によるものとされておりますけども、役場としては、マスクの着用については、職員についてはしばらくの間、マスクを着用して対応するというところで、本日付で周知をいたします。来庁者の住民の方に対しても御理解いただけるように周知をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。まだ変化をしていくと思うんですが、安

心・安全な地域づくり、まちづくりということでよろしく願いいたします。

以上で、2番目の質問を終わりたいと思います。

○白川正樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

○常包恵議員 3番目は電気料金高騰対策ということであります。

最初に、電気料金の状況について、今後の推移についてお伺いしておりましたが、まだまだ制度が変わってきて、今日の朝のニュースでは、4月から値上げというのもどうこうというような話があったので、もし答弁が、通告をしておりましたので、お答えできる部分があれば答弁いただけたらと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

四国電力株式会社は世界的な燃料価格の高騰を受け、2022年4月分の電気料金以降、燃料費調整額の算定に適用する燃料価格が上限を超過し、電気料金に反映されない部分の燃料費が大幅に増加し、こうした状況が続けば事業運営に深刻な影響を与え、電力の安定供給の継続に支障を来しかねないことから、これまで以上に踏み込んだ経営の合理化・効率化に取り組むとともに、特別高圧、高圧及び一部の低圧自由料金のお客様について、順次、燃料費調整制度の上限廃止を行っています。

その後も燃料価格の高騰は長期化し、円安も急激に進行するなど、取り巻く環境は一段と厳しさを増し、企業努力だけではいかんともしい難い状況にあり、今後も電力の安定供給を継続していく観点から、燃料費調整制度の上限超過が続いている規制料金につきまして、平均28.08%の値上げを令和4年11月28日に経済産業大臣に対し、令和5年4月1日からの規制料金の値上げ申請を行っております。

電気料金の計算は、基本料金に電力量料金と燃料費調整額と再生可能エネルギー発電促進賦課金を合算して算出しています。

四国電力株式会社が公表しております規制料金の値上げによる影響額については、一般家庭が月に260キロワットアワー使用した場合、現行料金として令和4年7月から9月の平均は月額7,915円が、新しい料金では1万120円となり、値上げ額は2,205円の増額となり、27.9%の増となります。

事業所等の高圧受電事業者の場合における影響額は、業務用電力の契約電力が100キロワットで、月に2万2,000キロワットアワー使用した場合、現行料金は月額76万円が、新料金では83万円となり、値上げ額は7万円の増額となり、9%の増となります。

また、今回の値上げ申請のほかに四国電力送配電株式会社の託送供給等約款の見直しを料金単価に反映することも予定されており、さらなる増額が懸念されるところでございます。

国は、令和4年10月28日に閣議決定された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策では、エネルギー価格の高騰により厳しい状況にある家庭や企業の負担を軽減す

るため、電気・都市ガスの小売事業者などを通じて値引きを行う電気・ガス価格激変緩和対策として、電気料金の負担軽減措置を実施いたします。

令和5年2月分から令和5年10月分の電気料金において、国が定める割引単価、低圧供給の一般家庭などは1キロワットアワー当たり7円の割引、高圧供給の事業者などは1キロワットアワー当たり3.5円の割引を開始しております。

四国電力のモデルケースでは、一般家庭が月に260キロワットアワー使用した場合、現行料金は月額7,915円ですが、負担軽減措置により1,820円割引され、6,095円に、新料金では1万120円ですが、負担軽減措置により8,300円になります。

以上、常包議員の質問の答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。非常に複雑な電気料金の決定システムということですが、非常に電気も上がり、灯油も上がりということの中で、生活が非常に厳しいということが寄せられております。ぜひ今後とも推移を見ながら、いろんな支援ができるかどうか御検討いただきたいと思います。その中で、今日は5月並みのところが、気温が20度を超えるというような報道がありましたが、寒い、暑いということで、非常に厳しい条件の中で、断熱効果を上げるというのも一つの方法だと、電気料金を下げるために、地球温暖化にもつながる。先般、新聞折込の中に、こんな内窓をつけたり、また、エネルギーをつくって消費も減らすというZEH（ゼッチ）ですかね、そういう新しい新築住宅のことも報道されて、そんな補助制度も国、県、市町で取り組まれているようではありますが、まんのう町でもそういう部分についてのお考え、どんなんでしょうか、お示しいただけたらと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

環境省と経済産業省は、既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応や、2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減への貢献を目的として、既存住宅の断熱性能を早期に高めるために、断熱窓への改修による即効性の高いリフォーム工事を推進するため、環境省の断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO₂加速化支援事業及び経済産業省の住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業を実施いたしております。補助額は1戸当たり5万円から最大200万円となっておりますので、建築会社や関係機関にお問合せいただければと思います。

また、常包議員御指摘のとおり、令和4年度より国、県ではZEHの住宅に対する補助を行っており、2月の新聞報道でも丸亀・坂出・観音寺市がこのZEHの住宅に対する補助を令和5年度より実施するとの記事が掲載されておりました。

このZEHの住宅につきましては、温暖化への対策はもちろんのこと、高騰する光熱水費を抑制するためにも有効な手段の一つではありますが、まんのう町では、一昨年より太陽

光発電設備に加えて蓄電設備についての補助を実施し、今年度につきましては、予算を全額消費するといった状況になっております。

また、他の自治体で今現在行われております温暖化対策につきましては、電気自動車の普及促進に関するものなど、有効と思われるいろいろなメニューが考えられますことから、その中で仮にZEHの住宅を対象とするのであれば、完成時の確認の方法など、現状の事業の動向も見ながら、新年度では地球温暖化対策の新しいメニューについて研究したいと考えているところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。各市町の取組もされておるようですが、ぜひ研究をいただきながら、新年度、また研究をいただけたらと思います。

電気料金の問題は、一般家庭だけでなく、事業者、農業者、福祉施設、医療機関、全ての活動に影響いたします。福祉施設、医療機関では収入が限られております。決められております、保険とか診療報酬。そういう中で、支出は増えていく、そういう大変な状況が続いていますが、日本の大きな問題かもわかりませんが、町として取り組める問題はないのかなというふうに思ったりしています。

例えば島根県や鳥取市では、農業用ポンプ施設の電気料金高騰対策というのにも補助事業として取り組まれているようであります。

5年度に3割プレミアムつき商品券の発行事業が行われますが、それで生活支援をしていくという方針だろうとは思いますが、商品券事業だけではカバーできない、先ほど言ったような団体、そして、商品券を買いたくても買えない人への支援も含めて考えていただきたいのですが、御答弁のほうをお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

電気料金の値上がりのみならず、昨今の物価高などにより、町内事業者のみならず、一般家庭の皆さんの生活に支障を来していることは大問題であると認識しております。

このような事態を受けて、令和4年度には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額強化により、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が臨時的に創設、交付され、議会からの承認を得て、非課税世帯等臨時特別給付、運送事業者支援、畜産農家支援、農業用資材等高騰対策支援、また、社会福祉施設等物価高騰支援を行ってまいりました。

また、中小事業者への支援につきましては、国及び香川県において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等で厳しい経営状況にある事業者に対し、事業継続を支援するため、香川県物価高騰等対策緊急支援事業や香川県物価高騰等を乗り越える事業者を応援する総合補助金事業、設備投資、販路拡大など、事業を継続するための様々な補助金がありますので、商工会や香川県にお問合せいただければと思っております。

まんのう町の事業者支援といたしましては、令和5年度にプレミアム30%つき商品券

を発行し、事業者と住民の生活安定への支援を行うよう、今議会に予算計上させていただいております。

現在のような緊急事態はまんのう町だけでなく全国的な問題でもありますので、県や国並びに関係機関に対して一刻も早い対応策を要望してまいりたいと考えております。

また、商品券事業などではカバーすることが困難な方への緊急支援策につきましても、充当できる交付金の創設や緊急支援などを関係省庁などに要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。電気料金が異常に上がるという中で、私たちの生活、また、事業所の経営、大変な状況になっています。役場もこういう施設の電気代を含めて、去年の12月にはかなり4年度でも増額をいたしました。ですから、5年度も大変な状況が続いていると思いますが、そういう面でも、今後とも、電気料金の推移について十分調査をいただきながら、国、県への要望活動もいただきながら、町民の生活、安全を確保いただけたらと思っています。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、1番目の質問を許可します。

○真鍋泰二郎議員 1番、真鍋泰二郎でございます。お昼前のひととき、お疲れさまでございます。昨日より始めました一般質問、私で7番目でございます。私の後、川原議員さんを残すところでございますが、寄席演芸の世界では、最後のトリの一つ前に出てくる演者を膝代わりと申しまして、最後の演者が気持ちよく演じれるようにするために、また、一服の清涼剤として奇術であるとか太神楽、曲芸ですね、あと紙切りとか、そういったものをする位置でございます。私、そういう意味ではないんですけども、一服の清涼剤として、お昼前のひととき、お付き合いいただけたらと思います。

それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。本日は道德教育の充実ということで質問させていただきますので、御回答をお願いいたします。

今回の質問に至った経緯からですが、先般、中止になりました連合自治会との意見交換会に自身の考えを文書にまとめておりましたときに、自分の中で一番気にかかるワード

がございました。それが郷土愛ということでございます。

また、次のような記事をネットニュースのほうで見ました。山口県の光市議会と地元高校生との意見交換会において、議員からの、光市内で将来就職したいですかとの質問に誰も手を挙げず、若者のふるさと離れが浮き彫りになったとの記事であります。これを見まして危機感を感じました。

また、これは動画サイトにて見た、とある国会議員のチャンネルでの動画の1コマです。場所は早稲田大学。学園祭での講演会の質疑で、学生から「アメリカに留学して初任給が2,000万円、3,000万円を超えるような人たちが周りにいる中で、日本に残る意味ってあるんですか」という質問が出ておりました。早稲田大学ですから、もちろん優秀な学生さんばかりです。優秀な人材の世界への進出は大変素晴らしいことですが、日本にすることに価値が見いだせない。国際社会で活躍できる優秀な人材を育成することは不可欠であります、それとともに、生まれた国やふるさとの町を大切に感じられるような教育も必要であるように感じました。

町長の施政方針でもありましたが、スピーキング力の向上のためにオンライン英会話を授業に取り入れようと考えているとのこと、非常に素晴らしいことだと思っております。我が町から国際社会で活躍する人材が生まれることを強く期待しております。

しかしながら、ふるさとのことを忘れていただきたくない、また、世界に羽ばたいたときに、自分のふるさは日本のまんのうという町だと胸を張って言ってもらいたい、そう思うわけです。

また、子供たちに将来この町で就職するつもりはないとか、住むつもりはないと思ってほしくないのです。そういった私の思いや願いを押しつけるわけではありませんが、我が町の未来のためには大切なことであると思っております。

そのような中、令和2年5月1日発行の議会だより35号の裏表紙に、政治意識アンケートの記事がございました。こちらでございます。出席者114名の中、64名から御回答をいただいております。その問いに、将来、まんのう町に住みたいかの質問に、退職後や老後は戻りたい28.1%、ずっと住んでいたい23.4%、子育てを契機に戻りたい23.4%、町外に住みたい14.1%、その他11%との結果でございます。

また、まんのう町に対するイメージはとの問いに対し、田舎である、自然が多い、のどか、住みやすい、一生大切にしたい大好きな町、大企業はないが様々な企業があり、外国人が多い、温かい町などございます。その反面、また悪い、少し残念なイメージですけども、店や移動手段が不便であるとか、少子高齢化であるとか、そういったような結果が出ております。

これを全体的に見たところで、なかなか我が町も捨てたもんじゃないなと思うところがあります。そんな我が町に対する郷土愛を育むためにはどうしたらいいのかと考えている中で、道徳教育に行き着きました。いろいろと調べております中で、集めた資料をタブレットに上げておりますので、それを使いながら質問を進めたいと思います。

タブレットの一般質問のところですか。一般質問、令和5年の第1回定例会、真鍋議員のところを開けていただけたらと思います。

今回、質問に当たりまして、本議場におります諸先輩方の前で道德教育を語るとは大変おこがましく感じておりますし、真鍋、おまえは道德心があるのかと言われたら、まだまだというところもございます。また、十分な事前準備ができておらず、的外れな質問もあるかと存じますが、寛容の精神で御容赦いただければ幸いです。

まず、見ていただきたい資料ですが、左から3番目です。教育基本法より第2条を抜粋したものと小中学校の学習指導要領より道德の項目を抜粋したものです。

内容に目を通しましたところ、どこかで見聞きした内容だとまず感じました。誤解を招いてはいけませんので、明治23年10月30日に発せられたお言葉とでも申しておきましようか、現在は廃止されているそのお言葉の内容がこれらの資料より感じられました。これは今回の質問とは直接関係ありませんが、参考までに申し添えておきます。

前置きが長くなりましたが、それでは、質問に入ります。

教育基本法には、教育の目標として、第2条の1に幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道德心を培うとともに、健やかな身体を養うこととあります。いわゆる知育、徳育、体育の三本柱です。そのうち徳育、道德教育に関しては、平成27年3月に学習指導要領の一部が改正され、従前の「道德の時間」から「特別の教科 道德」として新たに位置づけられました。この背景の一番の大きな理由は、後を絶たないいじめ問題の解消、心の教育をこれまで以上に充実させ、いじめの未然防止につなげようとしている。道德教育はその重要な役割を担っているにもかかわらず、これまでは教科でなかったため、軽く扱われがちだったり、狙いが曖昧だったりしていたとのこと。教科にすることで、他の教科と同じように年間の授業時間をきっちり確保し、狙いが明確で中身の充実した授業にしていこうという動きでありました。

道德教育は子供たちの豊かな人間形成、人格形成の上で重要であり、我が町においても充実した道德教育が望まれます。

私の子供時代は「特別の教科 道德」ではなく、「道德の時間」であったかと思いますが、小学校のときに授業があった記憶がございます。その授業の中でいろいろなことを勉強したのは確かなのですが、はっきりと鮮明に覚えてはおりません。当時の担任の先生方には、この場を借りておわびを申し上げる次第であります。

しかし、東かがわ市三本松出身で日本初の女性博士となった保井コノさんの伝記のような話をやったのはうっすら覚えております。ということで、恐らくこのときに使用されていた教科書、テキストは、香川県内で独自に作成されたものであったのかなと推察いたします。

私が四条小学校を卒業したのが平成8年の3月です。あれから27年、学習指導要領の改正を経て、本町の道德教育はどのようなになったのか、また、どのように行われているのか、本町の道德教育の現状についてお伺いいたしますので、御答弁をお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員のお尋ねは道德教育の充実についてでございます。

まず、最初の御質問であります本町の道德教育の現状についてお答えしたいと思います。

まんのう町の小中学校におきましては、毎週1時間、道德の時間を実施してございます。これは特別の教科「道德」になる以前より実施いたしておりましたが、児童生徒が様々な問題に対応できる能力や資質、いわゆる道德的実践力を養うために、これまでの「心情を読み取る」ことを中心とした道德から「自分ならどうするか」を多面的に考えて議論する道德の授業へと移行してきてございます。「自分ならどうするか」を考えるためには、教材であります資料を読んで、主人公の人物をどれだけ自分に置き換えて深く考えられるかが大事であると考え、児童生徒に対しているところでございます。

また、昨年度からは一人一台タブレットが配置されたため、協働学習支援のアプリを活用した授業も展開されております。自分の考えをまとめるだけではなく、クラス全員の考えを知ることが可能となりました。アプリを通じ自分の考えに対する友達からの温かいコメントをもらったりすることができるようになり、タブレットを有効に活用した道德の授業を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 よく分かりました。タブレットを利用した道德教育を導入しているということで、時代も進んでおるなと思います。また、クラスのみんなから自分の考えに対して温かいコメントをいただく、意見もまた交換するということは非常に大切でなかろうかなと思います。そういう非常に有意義な道德教育がされているということで安心いたしました。

その道德教育なんですけども、道德教育の指導はなかなか難しいものがあるのではないかなと思います。そして、この道德教育というのは数字では表せないもの、形の無いものを指導するというので、先生方の力量も問われるところではないでしょうか。

タブレットのほうを御参照ください。小学校の学習指導要領のところですよ。少し下がって、第3、指導計画の作成と内容の取扱いというところのあたりです。2の（1）あたりだと思います。道德教育の内容の指導に当たっては、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道德教育推進教師を中心とした指導体制を充実することとあります。

また、中学校の学習指導要領の道德の項目、同じところのあたりでございますが、そちらのほうにも同様の文言がありますが、こちらのほうは学級担任の教師が行うことを原則とするが、とあり、教師各自の見識と裁量が求められるところではないでしょうか。

子供時代の道德教育は、その後の人間形成はもちろん、人生において非常に大事なものであり、先生方の指導体制もまた重要であります。

そこで、伺いたいします。

現在の道德教育の指導体制はどのようになっているのか、そして、どのような工夫がさ

れているのか、また、指導に当たる教職員のスキルアップのための研修体制はどのようなになっているのか、以上、御答弁をお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員の２番目の御質問は、道德教育の指導体制はどのようなになっているのか。そして、どのような工夫がされているのか。また、教職員のスキルアップのための研修体制はどのようなになっているのかとの御質問でございます。

まず、指導体制についてお答えいたします。

小学校、中学校ともに原則としましては担任が自らのクラスで授業を実施しております。このような現状の中、中学校におきましては学年団で授業を検討し、学級担任だけでなく副担任や学年団所属の教員、あるいは教頭も含めてローテーションで授業をするなど、工夫した取組も行っているところでございます。ローテーションで授業をすることで、教員がより多くの生徒からいろいろな意見を聞くことができる上、生徒も様々な教員と関わることで、より多様な考えや、より多様な道徳的価値観に触れることができます。

研修につきましては、教員の経験年数や力量の差を少しでも軽減するために、現職教育研修として教材研究や指導法について実施しております。特に若年教員が授業をする場合は、事前に指導案検討会や模擬授業を実施して、若年教員が自信を持って授業ができるようにしております。また、指導案やワークシートをデータとしてストックしておくことで、教員が情報を共有しやすくもしております。

また、初任者の教員に対しましては、毎週の道德の授業のときに指導担当の教員が参観し、授業後、毎回課題点や、よかった点を示すとともに、校長や教頭が参観し、指導する場合もございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 よく分かりました。すごく気になっていたのが、小学校のとき、新任の先生がいきなり担任につくようなことがありましたので、大学の教育学部を出てすぐの先生と、何年も教員を務めてきたベテランの先生との力量の差というか、経験の差ですね、こういうのが出てくるので、ちょっと非常に大変な授業かなと、ほかの教科でもそうだと思うんですけど、難しいところであるかなと思っておったんですけども、もちろん担任が中心にして副担任、学年団、また、教頭先生とかも含めてローテーションで授業をしていく。また、初任の先生には指導教員、また、教頭、校長が参観して、いろいろ意見交換、指導をしていく、また、先生が自信を持って指導をしていけるという体制、非常に大事であるなと思っております。今後とも引き続き、続けていっていただけたらと思うところであります。

次に、昨日の石崎議員さんの一般質問とちょっと重複するところがあるんですけども、満濃南小学校において、神野地区の有志の方々の御協力により、稲作の体験が行われております。とても素晴らしいことだと思います。御協力いただいている神野地区の有志の皆様

様には、感謝と敬意を表する次第です。

昨日の石崎議員さんの一般質問の際の町長の答弁で、小中学校の農業体験の実績をお示しいただきました。既にいろいろとやってくれていることがよく分かりました。感謝を申し上げます。

私も小学校のときに同じような農業の体験をしました。そのときはモチ米を植えたのですが、田植え、稲刈り、そして餅つきと、今でも楽しい思い出として残っております。あれから25年余りだったと思いますが、昨年、家内の実家のほうで田植えを手伝いました。初めて田植え機に乗りました。非農家で育ちましたので、とても新鮮で、大人になってからのこういった体験も非常に心に残る出来事でした。子供の頃だったら、なお一層、この思い出もひとしおではなかろうかと思います。

また、本年1月22日の四国新聞に小学生英語朗読コンテストの記事が掲載されておりました。こちらです。記事によりますと、コンテストでは綾子踊の由来や水への感謝の気持ちなどをまとめた英文を朗読。発音やポーズなどを工夫しながら、「皆さんもいつか綾子踊を見に来て」と呼びかけたとあります。これは本当に素晴らしいです。英語教育になって、郷土愛が養えて、文化財振興になって、国際的な観光振興にもなる、本当に素晴らしい。これを企画した方に敬服申し上げます。

さらに、2月19日の四国新聞に「作って踊ろう綾子踊」の記事が掲載されておりました。こちらでございます。これも非常に素晴らしい事業でありまして、文化財担当職員の加納さんが講師になって、綾子踊を勉強して、うちわを作って、踊りに挑戦、素晴らしい体験学習であります。記事によりますと、体験教室について加納さんは、できれば町内の他の小学校にも広げ、興味を持ってもらえるようにしたいと話しているとあります。

町長、教育長、我が町には素晴らしい文化財担当職員がおります。加納さんの言葉どおり実現してはいかがでしょうか。

また、昨年の9月議会にて文化財の活用について、私、一般質問させていただきましたが、私の目指す文化財の保存活用には優秀な文化財担当の職員の力が必要不可欠であります。文化財の担当部署は生涯学習課であったかと思いますが、今は綾子踊関係の事業で非常に忙しいところであるかと存じますので、また時期を見て御相談に伺いますので、その節はお力添えよろしくお願いいたします。

少し話がそれてしまいましたので、また軌道修正をさせていただきます。

この二つの記事ですが、道德教育を一般質問のテーマに設定し、準備をしていたところに、いい意味での衝撃の記事でございました。以上のような我が国の伝統文化、我が町の郷土芸能に触れる事業は今後も続けていってほしいと思います。

さて、次に茶道、華道、書道、剣道など、日本には道の文化があります。これらを学び、体験することも道德教育の重要な部分であると考えます。私も小学校から大学まで茶道を、中学校から大学の途中まで剣道をしておりました。そこで得た教養と培った精神は今でも大切にしておりますが、剣道をやめたその後、道は道でも寄り道をいたしまして、落語研

究会に入りました。少し精神が軟らかくなった感がございます。しかしまた、寄り道も人生に大きな影響を与えるものであり、大切なのかもしれません。また話がそれてしまいました。申し訳ございません。

つまり、「道」の文化は人間形成に重要で、昔から大事にされてきたものであります。それを子供たちにしっかりと学んで体験していただきたいと思うのです。

昨日の答弁や新聞記事にあるように、既に着手されておるところだとは思いますが、伝統文化の体験学習の拡充について御答弁をお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員の3番目の御質問は、伝統文化の体験学習は道德教育として大事であると考えますが、今以上に拡充できないかでございます。

まず、小学校におきましては、総合的な学習の時間に地域に出かけての交流や体験活動を道德教育として位置づけている学校が多くございます。例えばふるさとを題材にした学習課題を設定し、ふるさとについて調べたり、ふるさとをよりよくしていくために自分たちにできることを考えたりすることで、ふるさとを愛する心を育てようとしている学校もございます。

また、昨日の石崎議員の御質問へのお答えの中でも触れましたが、琴南小学校の「そばづくり体験活動」や満濃南小学校の「緑米づくり体験学習」、また、仲南小学校の「ひまわり学習」など、これまでの地域の方との交流を継続している学校もございます。

昨年、ユネスコ無形文化遺産に登録された「風流踊」の一つであります綾子踊に関しましては、4年生の社会科で地域の伝統文化として学ぶこととなっており、3年前からは仲南小学校におきまして「佐文綾子踊保存会」の方を講師として迎え、生の声を聞く機会を設けております。次年度からは、ユネスコへの登録を機としまして、町内全ての小学校において取り組み、児童がふるさとに愛着を持つ一つの方法としたいと考えているところでございます。

中学校におきましては、剣道を体育におけます武道の種目として取り入れており、心技体を一体として鍛え、礼節を尊重する態度を養う大変重要な機会と位置づけておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 よく分かりました。昨日の答弁でも触れられましたが、そば作り、緑米作り、また、ヒマワリの事業、ふるさとを題材にした事業をこれからも小学校において続けていっていただきたいと思います。

昨年の夏休みだったと思いますが、私のところに自由研究で神社のことをしたいからというので、中学生がお二人ほど来られました。短い時間だったんですけども、いろいろ御説明させていただいて、一応、自由研究は完成したそうで、保護者の方からもちょっとお礼のお電話とかもあったんですが、地域のそういった歴史文化、また、史跡、そういうものに触れることは非常に大切であると思います。

また、綾子踊を通した事業、この場に綾子踊保存会の会長がおられますので、ぜひとも御協力、手を携えて広げていていただきたいと思いますとおるところでございます。

また、中学校の授業で剣道をしておるということでございますが、満濃中学校の剣道部は非常に成績優秀で、私もそちらのOBでございますけれども、近年、非常に優秀な成績でございます。そういったまんのう町、旧の仲南町が特にそうであったかなと思いますが、剣道の盛んな地域でございます。そういった中で、心技体そろった教育が続けていけるのは非常にいいことだと思いますので、けがに伴う非常に危ない競技でもあるんですが、競技の実技の部分と心の部分、これを続けていただけたらと思います。

次に、ちょっと変えまして、お隣の丸亀市では、これまでの「戦没者追悼式」を「平和祈念式」と改称し、2部構成とし、第1部では戦没者追悼式を、第2部では「平和のつどい」として中学生の平和メッセージの朗読や高校の吹奏楽部の演奏等、若い世代が参加する内容に変更し、昨年11月に開催したとのことであります。平和教育は道德心を養い、豊かな人間性を育むのに重要であります。

また、現在、ロシアによるウクライナ侵略が行われており、戦争が身近なニュースとなっております。自国において戦争の惨禍があったことを伝えていくことも重要であります。

そこで、御提案です。町主催の戦没者慰霊式典に平和教育となるような内容を加え、小中学生に参列してもらえようような式典にしてはどうでしょうか。この件に関しては、平成27年6月議会にて白川正樹議長が同様の質問をされております。その際に、教育長より、町が主催する追悼式への小中学生の参加につきましては、戦争の悲惨さや戦争の理不尽さを子供たちに伝え、世代を超えて平和の意識を共有することができるすばらしい機会になることが想定されます。そうしたすばらしい理念や考えを具現化するためには、様々な条件の整備を積み上げていくことが必要不可欠であります。本来、自由意思に基づいて参加するという追悼式の本質を踏まえた場合、子供たちが自由に参加できる日時、場所であれば、参加を促すということで問題はありますが、一定の子供たちを参加させようとした場合、追悼の理念の本質をどの時点でどのように教育するのか、どのような基準で参加させるのかといった克服すべき課題への対処が求められます。また、教科の指導以外に様々な分野から要請されている何々教育という課題をカリキュラムの中にどのように適正に位置づけるかなど、こういった課題とも関連し、解決しなければならない課題を十分に認識した上で、関係する方々の御協力と御支援をいただきながら、前進するための方策を今後とも検討してまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

この答弁から8年がたちました。機は熟したのではないのでしょうか。お隣の丸亀市のような新しい形の式典、お考えいただけないのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員の4番目の御質問にお答えいたします。

学校教育におけます平和に関する学習につきましては重要視されており、国語科や社会科、道徳、特別活動などで、各校が年間計画にのっとり、取り組んでおります。

戦争の悲惨さを学ぶために広島を題材にした平和学習や、コロナ禍になる前までにおきましては、満濃中学校が修学旅行で沖縄県の「ひめゆりの塔」などを訪れ、戦争の悲惨さを体験した「語り部」から真実の言葉を聞くなどしておりました。

小学校におきましては、これまでどおり各校の特色ある取組を継続することで、子供たちと共に「平和」を考えていきたいと思っております。

一方、本町の戦没者追悼式の開催につきましては、美合地区遺族厚生会、造田地区遺族厚生会、仲南地区遺族会、満濃地区遺族連合会が主体となって、それぞれの地域で開催されてきております。小中学生の追悼式への参列などにつきましては、各遺族会がどのような形態の戦没者追悼式の開催を望んでいるかにもよると思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 よく分かりました。広島を題材にした平和学習、また、修学旅行でのひめゆりの塔での平和学習、非常に大切なことであると思います。

私も修学旅行、小学校のとき、ちょうど阪神大震災でございましたので、京都、奈良へ行けませんでしたので、あのとき、広島、山口のほうに参りました。そのとき、広島の平和公園のほうで平和学習をいたしました。また、原爆ドーム、平和資料館ですかね、原爆資料館のほうの見学等々いたしました。

また、中学校の修学旅行は九州に参りましたので、長崎の平和公園のほうで平和学習をいたしまして、被爆者の方の、語り部の方のお話を聞いたように記憶しております。そういった平和学習、非常に大事であります。

式典のほうの小中学生の参列というのは、遺族会の皆さんの御意向、どのような式典にしたいのかという御意向もやはり尊重しなければいけないところでありますが、戦後78年目を迎えますので、遺族会のほうも年々高齢化しており、次世代へつなげていくのをどうしていくのかというのが課題になっておるようでございます。そういう戦争が自国であったということを伝えていくこと、これも大事であります。

私は母方の祖父が戦争のほうに行っておりまして、もう亡くなりましたが、ちょうど終戦を満州のほうで迎えて、ソ連が入ってきます。そこで捕虜になって、シベリアに抑留しました。そういった経験を子供ながらに聞いて、戦争の悲惨さ、また、復員してきたときに、東京の大田区の羽田の辺りでございましたので、焼け野原になってるそのバラックの中で、祖父の父親が何かトウモロコシの粉を焼いたものを、非常食のようなものを食べていた、これを覚えていると、そういう話を聞いて、戦争の悲惨さ、二度と戦争を起こしてはいけない、そういった気持ちに駆られたところであります。

また、遺族会の皆様との御調整があるかと思っておりますので、今後、検討していただけたらと思います。

次に、道德教育の目標を達成するために、本町として今後できることはないかということについてお聞きします。

教育基本法の第2条に教育の目的が書かれていますが、タブレットのほうを見て下さい。一番左のやつですね。これを見ますと、学力向上というよりは豊かな心を育てることこそが重要なのではと思える内容が書かれているように感じます。

また、小学校の学習指導要領の総則第1の2の(2)、タブレットで言いますと、一番右側の資料ですね。人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他の社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を開く主体性のある日本人の育成に資することとあります。ここに道德教育の目的、目標がしっかりと書かれております。こういった目標を達成するために、我が町として何ができるのか。道德教育は幅広うございますので、一口にあげができる、これができるというわけにはまいりません。まずは郷土愛を育むということで、本町独自の教材、小冊子等を作成してはどうかという御提案でございます。

旧満濃町時代に「まんのうのすがた」、たしかこのようなタイトルであったと記憶しておりますが、そういう郷土の風土を学ぶ教材があったように思います。その後、これはどうなったのか。最近では満濃池の龍神伝説など、郷土の伝承を伝える絵本や綾子踊のパンプレットなど、郷土愛を育む書物、冊子が発行されています。それらを集約し、独自の教材を作成してはと考えます。

また、町史を見ましても、各地区の偉人の名前がずらりと並んでおります。こういった郷土の偉人の伝記なんかも作成してみてもと思います。先ほども申しましたが、なかなか難しいところではありますが、執行部の御見解をお伺いします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋議員の5番目の御質問にお答えします。

小学校3年生と4年生の社会科の副読本としまして、まんのう町が独自に編集し、活用しております「まんのうのすがた」は、3年に一度、改訂を行っております。改訂の作業に携わりますのは本町小学校に勤務する教員で、よりよい副読本が編集できるよう、通常の授業や様々な業務の合間に資料を収集したり、取材や写真撮影を行っております。今年度がちょうど改訂の年であり、社会科の教科書の内容に即した4月からの新年度から児童が使う新しい「まんのうのすがた」が出来上がったばかりでございます。

先ほどより話題になっております綾子踊につきましては、「まんのうのすがた」が小学生用の副読本でありますことから、ページ数に制限もあり、パンプレットを集約、搭載することはできませんでしたが、今回の改訂におきまして、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを追記いたしております。

なお、この「まんのうのすがた」につきましては、発行日の4月1日以降にまんのう町立図書館内に設置しております教科書センターにも蔵書いたしますことを紹介し、真鍋議

員への回答としたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 今年度改訂ということで、4月1日以降、図書館で拝読させていただきます。ありがとうございます。

ちょっと時間のほうが迫ってまいっておりますので、一つ御紹介したかったことがあったんですが、少し短めにさせていただきます。

令和5年1月30日発行の町村週報第3227号の裏表紙の記事なんですけれども、議員の皆さん、控室のところにありますので、また読んでいただけたらと思います。

論語に魅せられてということで、栃木県壬生町の小菅町長が胸を張って寄稿されております。ちょっと内容についてお話ししたかったんですが、時間も迫っておりますので、割愛させていただきますので、また読んでおいていただけたらと思います。

郷土愛ということで、室生犀星の小景異情という詩に「ふるさとは遠きにありて思ふもの そして悲しくうたふもの よしやうらぶれて異土の乞食（かたゐ）となるとても 帰るところにあるまじや」というのがございますが、これは非常につらいところであります。落ちぶれても帰るところじゃないんだという。こうじゃなくて、童謡のふるさとの歌詞のように、「志を果たして いつの日にか帰らん」、これが本来のふるさとの形であります。

若者が4月から新年度、進学や就職で町を出るかもしれませんが、いつか帰ってきていただける、そんなまんのう町にするために、諸施策の充実が必要でありますので、執行部の皆様には、今後とも、お力を発揮していただけたらと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言は終わりました。

一般の質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、質問を許可します。

○川原茂行議員 ここ1年ほど前から、プーチンさん、ゼレンスキーさん、非常に有名になりました。私が一番よく聞いておる名前の2人でございます。その方がこういう事態になりました。そこで心配なのは、この2人がああいう事態になっておりますので、一番深刻なのはエネルギー問題、食料問題、特にこの二つであります。このエネルギー、食料危機、この問題で、私、まんのう町のことも考えながら、世界がそういう二つの危機に差し迫ったとき、日本の危機もまたエネルギー、食料問題でいろんなものが高騰いたしております。

そういう中で、まんのう町を考えてみますと、水はあり、農地はあり、森林ありということで、非常にまんのうにとったらいいと言ったら世間に具合が悪いんですが、こういう事態になったときの、不測の事態を考えますと、非常に魅力のある町かなと、こういう考えでおる一人でございます。

そこで、町長に農林業振興についてという質問をいたしておるわけではありますが、一昨日、町長の施政方針の中で、農業問題について、土地利用型でいきたいと。そして、WCSを考えなければ今日の食料、飼料問題、これに乗っかっていかなければ、まんのうの農業はいかないだろうというのを施政方針で打ち出されました。私は大いに歓迎をいたしておるところであります。

そこで、このWCSについてお伺いいたすわけではありますが、先般の農林課長さんの話では、今年度、46ヘクタールほどWCSの作付を希望されておる方がおると、こういうことではありますが、単純に考えますと、機械が問題ですね。これ、作業委託をするんだろうと思いますが、恐らくこれ1台では難しいのかなと。こう考えますと、この機械の難しさというのは、まず、天候不順ですね。計画どおりには天候がいきませんから、まず、雨があるということも頭に置いとかないけない。機械である以上、故障もあります。この故障のときに、通常のコンバインであれば、付近で稲作しておる方がコンバインを多く持っておりますから、機械が同じであるかないかは別として、グレードのいいやつ、悪いやつは別として、そこらである程度対応できる。しかし、このWCSを刈る特殊な機械といってもいいんかなと思いますが、そこらにありませんから、故障の場合は完全にストップしてしまう、こういうことなんですね。

そうしますと、例えば稲作を作っておれば、稲作を前提にして話をさせていただきよるんですが、通常の実用の米を作って、それをWCSにする。この場合に、作業が遅れますと、成熟してしまう。成熟したら、WCSとしての付加価値がなくなってしまう。ですから、作業は遅れてはいけません。これは3月15日に希望者と課長のほうで十分検討していただけたと思うんですが、何はともあれ、この作業効率ですね、46ヘクタールある方に、例えば作業委託する方が1軒である場合、1台ですね。1台であれば、恐らくこれは処理能力無理なんだと私は思っております。通常のコンバインで稲を5条刈りで刈る場合、約2ヘクタールぐらしか刈りません。6条刈りでも2、三ヘクタールしか刈りませんから、これで刈る場合は2ヘクタールと見るのが順当だと思いますが、こうしますと、生産調整をして46ヘクタールをちっと下げてくれと、減らしてくれと、こういう格好に万が一なる場合、作業委託者が2軒になって、機械が2台入れば別なんです、これはなかなか難しいと思います。仮にこれが1台でやって間に合わんと踏んだときには、46ヘクタールを30にしてくれとか、20台に下げて調整してくれと、こういうことになってくれば、本当にやろうとしておる生産者の芽が初めて吹こうかなというときに折れてしまうと。今年が本当に大事なんです。来年のことは言うつもりはないんですが、出発点が大事なんです。こういうことになる事態が起きた場合、起きる可能性がある場合を踏まえて、

これは町長、この対応を基本的にはどうお考えなのかをお伺いします。

これについては、昨日、同僚議員が2人ほど農業振興について質問をいたしました。夢とロマンのあるまちづくりに、今回、町長さんが一つ軸足を農業に置いたということは、私、すごく重きに置いておるわけであります。だから、出発点に、万が一、生産者の皆さんに生産調整をしてくださいというようなことができた場合のことも考えながらの質問をいたしたいと思いますので、農業におけるこれからの農業、町長、どうお考えなのかをお伺いいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの、農林業振興についての御質問にお答えいたします。

まず、全体的な話をさせていただいて、最後にWC S用の稲のことについて答弁したいと思います。

まず、町内農業経営者の営農類型につきましては、水田を利用した米麦中心の土地利用型農業が大半を占めておりますが、農業の労働力不足が深刻化する中、家族経営における後継者などへの経営承継に加え、耕作に意欲的な第1種・第2種兼業農家なども継続可能な経営体として位置づけるなど、地域農業を担う者の確保や育成に向けた取組が喫緊の課題となっております。

また、管理できなくなった農地や土地改良施設の保全活動、農村風景の景観保持、有害鳥獣対策など、地域ぐるみの共同活動が今後重要になると考えており、農業関係者のみならず、土地改良区、自治会の代表者、水利組合なども参加していただき、農業に関する地域計画の策定に向けた話し合いを進めてまいりたいと考えております。

加えて、多くの農地を耕作する経営を維持する上で必要な省力化、合理化、生産性の向上を進めるために、農業関係機関との連携による相談体制を維持し、農業経営の改善に努めてまいります。

また、農業に関する地域計画策定のための話し合いの中で、今後の耕作を維持するためには圃場整備などのハード事業が必要な地域にあっては、事業の実施に向けて土地所有者や地元関係者との協議を進めてまいります。

次に、施設園芸について述べさせていただきます。

御承知のとおり、野菜や花卉などのハウス栽培では、寒い時期に暖房施設で一定の温度を保つ設備が必要であります。昨今の燃料高騰のあおりを受けて、経営に支障を来していると推察しております。

こういった緊急的な事態への対策として、国の補助事業の中に省エネ技術の導入加速化対策としてヒートポンプ等の導入を支援する制度がありますので、対象となり得る農家の方々にお示ししたいと考えております。

次に、露地栽培について述べさせていただきます。

町内には、ブロッコリー、菜花、キャベツなどの露地野菜を耕作している農家の方々も多くおいでます。露地野菜を耕作する上で土壌改良剤や多くの肥料、また、農薬などが使

用されますが、昨今の物価高騰の影響を受けて、経営を圧迫しているものと推察しております。

こういった対策として、国の補助事業に肥料価格高騰対策事業として購入した肥料に対する支援制度がありますので、対象となる農家の皆さんにはＪＡ香川県などを通じて申請いただいているところでございます。令和４年秋作用の本制度には、町内から１４０件の申請がありましたので、令和５年春作用の肥料購入に併せて引き続いて制度を有効に活用していただきたいと考えております。

そして最後ですが、ＷＣＳ用稲について述べさせていただきます。

ＷＣＳ用の稲につきましては、専用品種のほか、主食用米でもＷＣＳ用稲に転用することができますので、農家の方にとっては、これまでの水稻作付スキルを生かして栽培することができ、なおかつ、水田活用の直接支払交付金においても、戦略作物助成金のほか産地交付金、耕畜連携型助成金が加算されることから、農業経営の安定につながるものと存じます。

ＷＣＳ用稲の収穫には、川原議員さんお話がありましたように、専用のコンバインなどが使用され、ラップフィルムで密閉し、発酵させる必要があることから、収穫については委託することになります。

令和４年に町内の一部で試験的に水田を活用したＷＣＳ用稲を栽培して収穫しておりますが、計画どおり収量が確保できたことから、令和５年から町内での耕作規模を拡大する予定でございます。

一方、畜産農家に目を向けますと、国際情勢の不安定化や円安の影響を受けて、乳用牛、肉用牛ともに飼料価格が大幅に値上がりしており、製品販売価格に転嫁できないことから、経営が圧迫されております。早急に輸入飼料から国産飼料への転換が求められており、耕畜連携の体制を早期に確立することが必要であると考えております。耕種農家や畜産農家にとっても有利な作物であることから、今後も耕作面積は増加していくものと推察されますので、早急に体制づくりに着手することにしておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○白川正樹議長 一般質問の途中ですが、ちょっと質問者の都合で、少しの間、中断をいたします。

中断 午後 １時１６分

(川原茂行議員・真鍋泰二郎議員・合田正夫議員退席 午後１時１７分)

(川原茂行議員・真鍋泰二郎議員入室 午後１時１８分)

再開 午後 １時１８分

○白川正樹議長 それでは、再開いたします。

続きまして、農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。先ほど川原議員から御意見ありました、収穫をす

るに当たって生産調整が必要であるかどうかということについてお答えしたいと思います。

まず、まんのう町で46ヘクタール、町外からも数ヘクタールの今回申出があったんですけども、昨日夕方に県の普及センターの方にちょっと来ていただいて、申出牧場さんとも連絡取り合って、実際、刈り取れる最大の面積は幾らであるかというのはお聞きしました。今回、令和5年度産については40ヘクタールがマックスであろうと。ということは、46ヘクタールのうち6ヘクタールは刈取りが難しいというお答えでした。

(合田正夫議員入室 午後1時19分)

ただし、今、考えている委託先というのが岡山県の業者でありまして、ほかにも徳島県や兵庫県にもございます。あと牧場さんからそういったところでもし協力が得られるということが3月15日までに確約できれば、計画どおりに作付していただくようになるんですけども、どうしてもそちらからの応援がいただけない場合は、今年産に限っては40ヘクタールにせざるを得ないと考えております。

それと、やっぱり先ほど川原議員が申したとおり、1日2ヘクタールの刈取りしかできないと、1台では。となれば、それ相当の日数がかかるわけです。穂ができてはいけない作物になりますから、時期をずらす必要も生じてきます。早期は6月の終わりから、遅きは9月入って早々までの間に移植の日をちょっとずらしていただいたり、田植えの日をずらして、何とか40ヘクタールは最低でも今回収穫できるように、3月15日に会を持って、生産者と詰めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 先ほど失礼しました。といいますのは、これ、ちょっとメーカーの機械なんですけど、こちらのほうが、今朝、私のほうに、今だったら機械がありますという連絡があった。今、情報が入ってきたのを聞きに行きますと、今朝、あれからすみません、もう売れたから、もうちょっと待ってくださいと、こういう連絡だったんです。それぐらいこの機械が売れておるということを覚えておいていただきたい。日本列島、至るところでこれやっとなんかということですね。今朝の情報で、あるから、早う決断してくれと、こういう情報。今の段階で、あれはもうよそへ行ったから、もうちょっと待ってくださいと、こういう連絡だった。それぐらいやっぱり全国、日本列島が気にしておる機械なんです。それをまず来年に生かしていただきたいなと、こんなに思っております。

それはそれとして、要するに故障がない場合にはそれでいいわけですね。故障があるときのことも考えとかないかん。機械ですから、我々が使っておっても、1週間、10日、修理にかかるということも前提に置いておかないと、収穫できないケースがありますね、機械の場合。ですから、これは今までの国の事業でこれを計画書に基づいてどういう形で出すかは別として、今後、研究するといったしまして、町長がこれをどうやってまんのうの農業をきちんとしたものにするための基礎になるような形に、機械がほとんど高いわけですね、特殊な機械ですから。要するに、計画書に基づいて補助金申請します。採択が何か月後に来ます。それから発注してから生産に入るとというのが基本なんですね、今のこの機

械は。そうしますと、この機械が早ければ半年、通常は10か月、こうなってくると、補助金申請、採択申請をいただいてから間に合わないということになる、基本的に。そこらを踏まえて町長がこの農業の中で、いろいろ、私、先ほど言わん前に町長のほうから先に答弁がございましたが、農業というのは土地利用型とか露地栽培とか付加価値のある施設園芸、畜産関係、各部会に分けてやるべきだと思っておりましたが、今回、そういう間がないので、このWCSは耕畜連携、畜産との連携が大事でありますから、そちらに絞ってお伺いしますが、そういうものに対しての町長としての夢とロマンのある農業に一步軸足を置くとすれば、この機械の購入に対してはどういうお考えをお持ちでしょう。今、言う課長の判断は、正常にいったら6ヘクタールぐらいは生産調整しなきゃいけないだろうと、こういう考えですね。これはあくまで順調にいったら、天候不順もなく、機械も故障がなくて40ヘクタールと、私はそう理解しております。

しかし、これには天候不順があり、機械の故障があり、こういうケースも当然視野に入れとすべきである。まんのうの農業をここから本腰を入れてやる場合に、町の姿勢はどこへ軸足を持っていくか、この点についてお聞きいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

農業振興につきましては、先ほどお話がありましたように、土地利用型の農業とか施設園芸、露地栽培等々ございますが、今、国のほうといたしましても、先ほど申しました耕畜連携、WCS用の稲を奨励しているということでございますので、先ほど課長も話がありましたように、まんのう町でもそれに参画しようというかなりの方がおいでますので、そこにまず力を入れていかなければいけないなというふうには思っております。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、今年の場合で46できるということは、恐らく制度上のもとでは町長お聞きになっておると思います。私もこのWCSが今の農業では一番いいと思っておる一人なんです。ですから、来期はこの何倍になるか知らんけど、相当面積増えますよ、今年うまくやれば、機械のほうをうまくやれば。ですから、その機械等を踏まえて、町長、さっき言う採択が来て、こっちが発注してから言いよったら、また来年度間に合わないことになる。そこらのことを町の姿勢として、農機具はこれはいきますという姿勢があったほうがいいんじゃないかと。そういう姿勢がなければ、本当に農業を崩壊してしまわせたら大変なことになるんです。町長、どうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

農業というものは大きく天候に左右されますので、なかなか私たちが思うようにはいかないかもわかりません。

また、先ほど課長から話を聞きますと、このWCS用の機械を全てそろえると、5,000万円ほどかかるということでございます。そういうことですので、我々としては、や

はり国の補助金をいただいて買う。町単独で買うというのは、これは難しいと思いますので、あくまでも国の補助金を使って買うということでありまして、ひょっと壊れたときにいかんから、もう一つ5,000万円買っておくと、こういうこともちょっと非現実的でございますので、これが、今年、実際試験的にやってみて、まんのう町にとってこれがふさわしい農業だということだったら、また一段と力を入れていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、課長からこれは十分お聞きになつとるでしょ。これは今に始まった話じゃないんです。たまたまコンバインは最近の話なんです、もう十数年前から。ただ、機械が違うんです。十数年前は刈取りをトラクターで一遍だーっと全部やってしまうんです、1回、1工程、刈ってしまう。次はもうやつで、名前、ちょっと、私、何いうんか、正式な名前を聞いておりませんが、ぐるぐる回すやつで1メートルぐらいにわらを盛り上げる。その次、今度はロールするのにもう1工程いかないかん。今度は80ないし1メートルのロールにするのに、もう1工程いかないかん。3工程でやりよったら、どうしてもトラクターが下になって動きますから、土がわらの中へ入る。ですから、商品価値がなくなる。こういうことで、それはいかんきんというんで、ロールができるまでのコンバインになったわけなんです。したがって、このWCSは今に始まった話じゃない。もう十数年前からやってきとるんです。3工程もいきますと、土がわらの中へ入って腐食する。発酵でなくて腐食するから、品質低下になってしまうから、それはいかんというんで、コンバインが改良された、こういう流れで来ておるんです。ですから、まんのう町にできないことはない。昨年も少々は面積やってます。十数年前から少々はやってきたけど、機械がそういう工程を踏むと、泥を混ぜて腐食するからいけないというんで、コンバインで一遍にロールまでいこうとしておるのが今日なんです。

ですから、この機械を購入するのに、担当課長さん、3月15日、たしか、今日、早過ぎたのがいかんのかもわかりませんが、いずれにしても、町長以下、町執行部の農業に対する姿勢を私は今日はお聞きしたい、こんなに思っておるんです。

ですから、先ほど言う5,000万円、恐らくコンバインでロールまで、今度はラップせないけません。今度、ラップしたやつを運ばないかん。ですから、それぞれ三つの機械が要ります。それを合すると5,000万円ぐらい要ります。ですから、それを余分に買って置くやのいうことは、これはあり得んと私も思っております。けども、まんのうの農業を今後どうするかということについては、町長の姿勢、ここが一番大事なところなんです。何ば担当課長が頑張っても、町長、それは農業やかほっとけというんだったら、なかなか前へ向いていかんのですよ。その姿勢を聞きたい。どうですか、町長。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、政府のほうもこのWCS用の稲を活用した農業を

推進しておりますので、去年の試験結果を見てみますと、まんのう町には一番適しておるんではないかなというふうに思っておりますので、担当課長とも課とも十分相談して、大きく前進させていきたいと思います。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、課長、今、町長が何が何でも力強くこれを推進しようという言葉、言葉だけではいかんのやけども、言葉から先にいかないきませんわな。そう理解してよろしいですね。はい、分かりました。町長、皆さん、覚えとってくださいよ。町長やると言いよるきん、それを大いに期待いたしておきます。

この次、今度はこれが、たびたび言っておりますけど、圃場整備に関係するんです。メーカーはいろいろありますから分かりませんが、大体幅が2メートル五、六十あります。4トン500ぐらいあります、少々、何百キロかぐらいはメーカーによって変わりますけど。そうしますと、大体ここのコンバイン、あんまり走っておりません。大体6条刈りやと思っとたら間違いない、6条刈りはちょっとこんまいけど。そうしますと、作業効率を踏まえて、進入路、圃場整備をやらなきゃどうにもならないということにひつついてくるんです。これ、何ぼWCSがええけどていっても、三角の田んぼや10アールぐらいの田んぼではいかんのです。作業効率というのは、さっきと整合性があるんですよ。1年に40ヘクタールも刈るというんだったら、広い田んぼにしといてあげなんだら、何ぼも刈れませんわ。ですから、圃場整備をきちんと推進していく、この姿勢を、担当課にも後からお願いするわけですが、町長の姿勢、何が何でもWCSがようになって、圃場整備はもっと暇が要る、時間がかかる。ですから、よかったきんいうたって、今から補助整備しますいうたら間に合わん。先に基礎づくりをやっておかなきゃいけない。これをどう推進しますか。町長の熱意のあるところをお聞かせいただきます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

川原議員さん御指摘のように、このWCS用の稲を作るにしても、大型機械が入りますので、一定以上の広い面積はどうしても必要であると。小さい田んぼばかりではいかんということで、当然そういうことになりますと、圃場整備を進めていかなければ、このWCS用の稲の農業も進展しないということでございますので、それも含めて、意欲のある農業、農家、農地を持っておる皆さん方には推奨していきたいなというふうに思います。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、これ、結果がついて回りますから、私が何ぼ推進した、熱意を持ってやりますと言うても、現実には圃場整備が進捗しなきゃいかんの、ぜひとも皆さん方、担当課だけにほっとくんじゃなくて、ですから私はぼつぼつ今日の一般質問で出ましたが、職員の定数がそれでいいんか、間に合いますかというのも一つ問題になるんです。やっぱり数億、数十億かかる圃場整備をやるということは、専任の職員がおらなんだら、3年や4年で変わる職員ばかりでは難しいと思う。えらいです。この点についてはどう

ですか。職員がやっぱり専従職がおらんんだら、何人か。大変ですよ、これは。

私がもう一点申し上げるのは、広い面積でやるということ。でないと食い違いますね。先やった上流と、次やった中間、下流のほうで食い違ってしまいうんです。排水路にしても、用水にしても、農道、町道にしても、全部食い違いうんです。全体的な図面をこしらえて、その中に局部的なものを押し込んでいく。そしたら、何年かしよるうちに、ずっと通ってくるんですが、ここはこのようにしてくれ、あのようにしてくれという話ばかり聞いておると、線が通らなくなる。それから専従職員という、そこまで硬くならんでもええ。とにかく知識のある人間を養成していこうというお気持ちはどうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えします。

圃場整備につきましては、特に旧の仲南町が先進地だということでありまして、その仲南町時代に圃場整備に携わった経験のある職員も何人かおられますので、そういった職員も一緒になって、十分相談していきたいなと思っております。

圃場整備につきましては、令和4年度につきましては、まんのう町土地改良区のほうで、塩田のほうでかなり大きな面積をやっておりますし、来年度の予算も先取りして、繰越しになるとは思いますが、年明けてすぐに続けて発注する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 じゃあ町長のお言葉を熱意ある言葉として結果がついていくように、我々も応援してまいりたい、こんなに思っておりますから、できるだけ広範囲でお話をしていくか、それが難しいとなれば、やっぱり全体の図面の中でやっていく。そうせんと、出来上がったもんが食い違いますよ、その土地土地で話しよったら。

それではひとつ、圃場整備の話は、今後、次の議会にもまたお聞きすることとして置いておきます。町長の熱意を心から期待いたして、そっちは、当クラスターは置いておきます。

続いて、林業です。農業と林業というのは切っても切れないわけなんです。なぜか。水が絡むんですね。何で日本が外国から見たら目をつけられるのかなと、水があるんですよ。ちょうど気候風土のいいところなんです、日本は。だからなぜいいかといったら、水があるんです。土地はあんまり広くないけど、水がある。

まんのう町を考えてみてください。香川県で一番流域の多い河川、一番延長の長いのは財田川なんです。財田川が一番長い。流域も一番多いんです。土器川は一級河川ですね。金倉川は洪水調整というたら満濃池に申し訳ないから具合が悪いんだけど、そういうすばらしい機能を持った満濃池があるんです。そういう流域の源流がまんのう町なんです。源流が三つもあるところの自治体ありますか。そんなにはないんです。一番清流に近い、等しいまんのう町なんです。その森林をどうやって保護していくか。整備していくか。この基本的な理念を町長としてどうお考えかお聞きします。ひいては、森林に携わる人間が

おらなくなる。農業以上にもっと若い方がやらない。それをどうやっていくのか。ここの山ですから、外国の平たん地にあるような、60トンも80トンもあるような機械で木を抱えとって切るわけにもいかない。全部個人の労働力が必要な伐採であり、植林であり、森林作業なんです。この作業にどうやって手を確保していくか。町長のお考えはどこにあるかと、これをお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの森林についての御質問にお答えいたします。

川原議員さん御指摘のように、香川県では今ちょうど60年、70年、80年の伐採に最適な時期の木がたくさんございます。そういったことで、ぜひ香川県産の木材は香川県内で製材もして、いろんな製品に加工して、商品化していく、これも非常に大事なことであるというふうに思っておりますし、それをするために、やはりいつも言われております森林環境税、これも、今、国のほうでも、今までは人口割が大きな比率を占めておりました。これをやはり森林の面積に合わせていくのが正常でないかということで、国のほうでもかなり議論がされておりますので、それはそういった方向にかじを切っていくなというふうに思っておりますし、香川県の林業、まんのう町も含めてですが、これにつきましても、今後は力を入れていかなければいけないなというふうに思っております。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長のその力を入れていかなきゃというのは私は分かるんですけど、じゃあ具体的に森林に携わる人間をどうやったら増やせますかと言いますね。例えば森林環境税の話、今、出ましたが、森林環境税を全国的に一律でやりますと、香川県の金が少なくなってきましたおそれがあるから、広い東北とか、あっちの山のすごいところがありますから、そちらのほうに余計取られる。香川県の元の金がなくなったんでは、香川県の中で増えてでも、元がなくなったらなお悪くなる可能性があります。ですから、もしやるとすれば、香川県の中で森林の配分を多くするというんだったら、私は分かるんです。全国的にやられたら、今度、全部森林の面積で割りますかとなったときに問題が出てきます。香川県の元がなくなるから。香川県はもともと小さいんですから。気をつけてお話しいただきたいのはそこなんです。香川県はこの国のをやる前に、各県が県の森林環境税、名前は違いますよ、清流税とかいろんな勝手につけた名前がありました。全国で38県、環境税を持ってました。香川県はなかったんです。できなかった。香川県はどうしても県が通らなかった。47のうち9県だけです、なかったのは。そういうものがあれば、香川県で動きますけども、全国版にしますと、森林の大きな東北のほうへ持っていかれるおそれも多分にあるということなんです。そういう中で、環境税を生かしていくんだったら、町長、どうお考えになりますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 森林環境譲与税につきましては、国会のほうで議論をされておるようですが、川原議員さん御指摘のように、香川県にとりましては不利なような状態になる可能

性も大いにあるかというふうには思います。

ただ、今、香川県として新しく県独自の森林環境税に代わるようなもの、9県の中の一つですが、それに代わるようなものは国のほうでやったから、県としてはなかなかこれを実行していくのは難しいなというふうに思っております。

しかしながら、先ほども申しましたように、香川県の、今、ヒノキとかいろんな木材につきましては、適齢期を迎えておりますので、今やはり間伐して、それを製品にして使っていくということは、非常に、今、重要な時期に来ておりますので、県の森林部のほうとも十分相談をして、香川県産の木材を十分有効活用できるような方策をいろいろ検討しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 なかなか難しいとは思いますが、まんのう町は要するに1万3,000ヘクタール近い森林があるわけです。どう考えても、説明すれば、高松がちょっと広いんですね。けれども、高松とまんのう町を比べて、何十倍も向こうが環境譲与税が多いというのは、みんな説明すれば納得しませんよね、これは。森林を守るために環境譲与税をつくったわけですから、あるいは目的外になるような気もいたします。そこらを踏まえて、町長、今後の交渉の材料にさせていただきたいなど。これは大いに町長の手腕に期待いたしておきます。

次ではないんですが、これは関連があるきん言いますが、水も、この前、建設経済常任委員会も視察に行きました。群馬のほうへ行きました。いろんなところで、まんのう町、私も気にしてますから、山の外れ、里山のほうで水路を見ますが、ある程度、ここらは研究していけば、小規模の水力発電も可能な場所は何か所かございます。場合によっては何十か所もあるかもわからんけど、一遍にそういうてもなかなか難しいと思いますが、何か所かはあのような気がいたします。そこらのことも、町長、この水力発電、環境に関して、うちは割に合わんがと。水力発電、こんなんしたって3軒分、5軒分やと言うてもいかんので、この点を強く要望して、終わります。

○白川正樹議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、3月24日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時52分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 3 月 8 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員